

でっち上げ「業務上横領事件」12.7 弾圧・国家賠償請求訴訟の勝利判決にあたって（声明）

東京地方裁判所は6月9日、でっち上げ業務上横領事件での12.7弾圧に対する国家賠償請求訴訟で、警視庁公安二課による違法な家宅搜索を認め、被告・東京都（警視庁）に対し、JR総連とJR東労組にそれぞれ22万円を支払えという勝利判決を言い渡した。

今回の判決で裁判所は、警視庁公安二課が主張する革マル派との組織的な関与は認められないとしてこれを否定。JR総連やJR東労組は、組合員の労働条件の向上等を目指しており、その主義・主張は横領事件とは無関係にあり、組織としての認容は考え難いとした。そのうえで規約や組合員名簿などの横領とは関係のない数千点にも及ぶ大量押収品のうち、600点を超える押収が違法であると認定した。さらに革マル派の非合法活動の資金に充てられた可能性を否定。その上で、長期にわたる搜索での組合業務への支障を認めつつ、被害者であるはずのJR総連などに公安二課が捜査協力を求めていることなどを照らして、小額ではあるが無形損害を認めた。

一方で、被害者や被害届もない中で、『搜索差押許可状』を許可した国(簡易裁判所)の違法性や、1枚の『許可状』で目黒さつき会館内の複数の事務所での搜索が行われたことの違法性、押収物の写しの廃棄を求めた点も公訴時効から認められなかった。

しかし、こうした訴えが一部認められなかったとはいえ、今回の勝利判決の意義は大きい。

私たちはJR浦和電車区事件を皮切りに、東京駅事件、業務上横領事件と矢継ぎ早な国策弾圧でJR総連破壊が狙われ、マスコミや週刊誌で「革マル・テロリストキャンペーン」が繰り広げられ、さらに御用組合や組織破壊者らがこの流れに掉さす中、弾圧の本質を暴露し、職場や地域から訴えつつ、支援・連帯する仲間を増やし闘ってきた。その結果、一昨年、昨年とでっち上げ「業務上横領事件」の不起訴を勝ち取り、今日の判決に繋がった。まさに、反弹圧・総団結、そして反転・攻勢をスローガンに重包囲網を押しつけ闘ってきた大きな成果として、真実を掴み取ったことが確認できる。

今後も「2.15 業務上横領事件」での国家賠償請求訴訟、さらには松崎氏による国家賠償請求訴訟の判決が控えている。JR総連はいかなる判決にもブレることなく、正々堂々と労働組合の大道を歩み、闘っていく。そしてこれからも平和・人権・民主主義を求め、当面するJR浦和電車区事件と蒲郡駅事件の上級審で勝利を勝ち取り、さらに「スパイ糾弾訴訟」や「小説労働組合訴訟」で勝利を勝ち取るため、闘い抜くものである。

2009年6月9日

全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）